

千葉市身体障害児童福祉手当支給条例等の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 18 年 3 月 22 日

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市条例第 14 号

千葉市身体障害児童福祉手当支給条例等の一部を改正する条例
(千葉市身体障害児童福祉手当支給条例の一部改正)

第 1 条 千葉市身体障害児童福祉手当支給条例(昭和 38 年千葉市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「重度の障害のある児童」を「身体障害児童」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項各号中「身体障害児童」を「身体障害者」に改め、同条第 2 項中「障害児童」を「身体障害児童」に改める。

第 4 条各号列記以外の部分中「障害児童」を「身体障害児童」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条各号中「障害児童」を「身体障害児童」に改める。

第 6 条中「児童」を「身体障害児童」に、「14, 170 円」を「8, 650 円」に改める。

第 7 条第 1 項中「児童」を「身体障害児童」に改め、同条第 2 項中「障害児童」を「身体障害児童」に改める。

第 8 条を次のように改める。

(支給の制限等)

第 8 条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

ただし、第 1 号に該当する場合において当該福祉手当の支給額が第 6 条に規定する額に満たないときは、その差額を支給する。

- (1) 身体障害児童が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)第 17 条の規定により障害児福祉手当の支給を受けているとき。
- (2) 保護者が千葉市知的障害児童福祉手当支給条例(昭和 39 年千葉市条例第 13 号)に基づく知的障害児童福祉手当の支給を受けているとき。

第 9 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「児童」を「身体障害児童」に改める。

第 10 条中「代り児童」を「代わり身体障害児童」に改める。

（千葉県知的障害児童福祉手当支給条例の一部改正）

第 2 条 千葉県知的障害児童福祉手当支給条例（昭和 39 年千葉県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、知的障害者福祉法」を「又は知的障害者福祉法」に改め、「又は児童福祉法第 12 条の 3 第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する者」を削り、「もの」を「者」に改める。

第 6 条中「14, 170 円とし、次の表に掲げる区分によって支給する」を「8, 650 円とする」に改め、同条の表を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 児童のうち次の各号のいずれにも該当する者に対して支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、1 人につき月額 12, 980 円とする。

（1）身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表に定める 1 級又は 2 級の身体障害者

（2）重度の知的障害者として規則で定める者

3 手当は、次の表の区分により支給する。

期 別	期 間	支 給 月
第 1 期	4 月から 7 月まで	8 月
第 2 期	8 月から 11 月まで	12 月
第 3 期	12 月から 3 月まで	4 月

第 8 条を次のように改める。

（支給の制限等）

第 8 条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。ただし、第 1 号に該当する場合において当該福祉手当の支給額が第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する額に満たないときは、その差額を支給する。

(1) 児童が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）第 1 7 条の規定により障害児福祉手当の支給を受けているとき。

(2) 保護者が千葉県身体障害児福祉手当支給条例（昭和 3 8 年千葉県条例第 1 0 号）に基づく身体障害児福祉手当の支給を受けているとき。

第 1 0 条中「代り」を「代わり」に改める。

（ねたきり老人、認知症老人及び心身障害者福祉手当支給条例の一部改正）

第 3 条 ねたきり老人、認知症老人及び心身障害者福祉手当支給条例（昭和 4 8 年千葉県条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

題名中「ねたきり老人、認知症老人及び」を「千葉県」に改める。

第 1 条中「ねたきり老人、重度の認知症老人若しくは」を削り、「これらの」を「その」に、「あたって」を「当たって」に改める。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 この条例において「重度の心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する 2 0 歳以上の者をいう。

(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定める 1 級の身体障害者

(2) 等級表に定める 2 級から 6 級までの身体障害者であって、かつ、居宅においておおむね継続して 6 月以上常に臥床し、食事、入浴、排便等日常生活のほとんどに介護を要する状態にある者

(3) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 2 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 2 条に規定する知的障害者更生相談所が判定した知的障害者のうち、知能指数が 5 0 以下である者

第 3 条中「ねたきり老人、重度の認知症老人若しくは」及び「又は介護者」を削る。

第 5 条第 1 項中「、ねたきり老人又は重度の認知症老人については 1 人につき月額 1 2 , 0 0 0 円」及び「については」を削り、「 1 4 ,

１ ７ ０ 円とし、次の表の区分により支給する」を「 ８ , ６ ５ ０ 円とする」に改め、同項の表を削り、同条第 ２ 項を同条第 ４ 項とし、同条第 １ 項の次に次の ２ 項を加える。

２ 重度の心身障害者のうち次の各号のいずれにも該当する者に対して支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、１人につき月額 １ ２ , ９ ８ ０ 円とする。

（ １ ） 等級表に定める １ 級又は ２ 級の身体障害者

（ ２ ） 重度の知的障害者として規則で定める者

３ 手当は、次の表の区分により支給する。

期 別	期 間	支 給 月
第 １ 期	４ 月 から ９ 月 まで	１ ０ 月
第 ２ 期	１ ０ 月 から ３ 月 まで	４ 月

第 ６ 条中「ねたきり老人、重度の認知症老人及び」を削る。

第 ７ 条中「以下」を「次条において」に、「次の各号の一に該当する」を「この条例又はこの条例に基づく規則に違反した」に改め、各号を削る。

附則第 ２ 項を削り、附則第 １ 項の項番号を削る。

附 則

（ 施行期日 ）

１ この条例は、平成 １ ８ 年 ４ 月 １ 日から施行する。

（ 千葉県身体障害児童福祉手当支給条例の一部改正に伴う経過措置 ）

２ 第 １ 条の規定による改正後の千葉県身体障害児童福祉手当支給条例第 ２ 条第 １ 項に規定する身体障害児童 １ 人につき支給する平成 １ ８ 年度に属する各月の身体障害児童福祉手当の額は、同条例第 ６ 条の規定にかかわらず、１ ０ , ０ ０ ０ 円とする。

（ 千葉県知的障害児童福祉手当支給条例の一部改正に伴う経過措置 ）

３ 第 ２ 条の規定による改正後の千葉県知的障害児童福祉手当支給条例第 ２ 条第 １ 項に規定する児童 １ 人につき支給する平成 １ ８ 年度に属する各月の知的障害児童福祉手当の額は、同条例第 ６ 条第 １ 項の規定にかかわらず、１ ０ , ０ ０ ０ 円とする。

(ねたきり老人、認知症老人及び心身障害者福祉手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の千葉市心身障害者福祉手当支給条例第2条に規定する重度の心身障害者1人につき支給する平成18年度に属する各月の心身障害者福祉手当の額は、同条例第5条第1項の規定にかかわらず、10,000円とする。
- 5 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前のねたきり老人、認知症老人及び心身障害者福祉手当支給条例の規定によりねたきり老人福祉手当又は認知症老人福祉手当の支給を受けている者については、なお従前の例による。ただし、同条例第5条第1項中「12,000円」とあるのは、「8,650円」とする。